

議案第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに伴い、関係条例の規定を整備するため、条例を制定するものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(富津市職員定数条例の一部改正)

第1条 富津市職員定数条例(昭和46年富津市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和46年富津市条例第26号)は、廃止する。

(富津市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正)

第3条 富津市議員報酬及び特別職給料審議会条例(昭和58年富津市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の富津市議員報酬及び特別職給料審議会条例第2条の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の富津市議員報酬及び特別職給料審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。